

## 喫煙可能室設置施設 廃止届 チェックリスト 【資料Ⅷ-5】

\* 下記のいずれかに当てはまる場合廃止届が必要になります。

- 届出店舗が廃業になった場合
- 風営法上の許可を新たに取得または廃止した場合
- 経営店舗で、別法人への事業譲渡または相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)以外の者が承継した場合
- 新築、移築、移転や、客室部分の改築・大規模改装を行った場合

〈提出方法〉 施設所在地の保健所あて、持参または郵送で提出ください(メール不可)

\* 郵送で提出する場合

・封筒の宛名面に、朱書きで 喫煙可能室設置施設廃止届出書在中と記入してください。

〈提出書類〉 ① 喫煙可能室設置施設廃止届出書

② 返信用封筒

(送付先を記載した定形封筒に84円切手を貼付したもの)

※廃止届の内容について不整合等がある場合、保健所より問合せすることがあります。